

令和 7 年 2 月 1 4 日
報 告

総務教育常任委員会資料

報告事項 1	福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例	3
報告事項 2	福島町有害鳥獣減容化処理施設の管理について	5

産 業 課

報告事項 1 福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

平成 29 年 9 月に竣工した製氷貯氷施設は、平成 29 年 10 月 1 日から指定管理者制度により福島吉岡漁業協同組合が管理運営を行っております。

製氷の販売価格については、福島町製氷貯氷施設条例（平成 29 年 3 月福島町条例第 4 号）において、消費税及び地方消費税を含まない利用料として 1 トン当たり 10,000 円以内と定めております。

しかし、上記の製氷の価格について、令和 6 年 8 月 29 日に開催された経済福祉常任委員会において、「管理経費高騰の状況を考慮し、若干でも増額すべき」との意見をいただいております。

議会からの意見を受け、町では、製氷価格の改定について福島吉岡漁業協同組合と協議を進めてきたところですが、この度、令和 7 年 1 月 8 日に行った組合専務理事及び参事との協議において、価格改定について合意に至ったことから、令和 7 年度から製氷の販売価格を改定することとし、条例の改正を行うものです。

2 改正の内容

現行の製氷の販売価格については、漁協組合員を対象としたカード販売をトン当たり 9,800 円、組合員外へのコイン販売がトン当たり 10,000 円（20Kg 当たり 200 円）で販売しております。

今回の条例改正では、漁協組合員が購入する価格は据え置きとし、組合員外の価格を見直すこととし、価格の改定は、昨今の電気料や物価高騰による管理諸経費の上昇を加味し、加えて、渡島管内の漁協における一般向け販売価格を参考に福島吉岡漁業組合との協議に基づき、消費税及び地方消費税を含まない利用料をトン当たり 5,000 円増の 15,000 円以内に改正するものであります。

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行します。

4 条例改正（案）

福島町製氷貯氷施設条例の一部を改正する条例

福島町製氷貯氷施設条例（平成29年福島町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第7条関係） 福島町製氷貯氷施設利用料			別表（第7条関係） 福島町製氷貯氷施設利用料		
項目	利用料等		項目	利用料等	
製氷料	1トン当たり	<u>10,000円</u> 以内 (消費税及び地方消費税を含まない。)	製氷料	1トン当たり	<u>15,000円</u> 以内 (消費税及び地方消費税を含まない。)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

報告事項 2 福島町有害鳥獣減容化処理施設の管理について

1 経緯について

令和6年4月に稼働した有害鳥獣減容化処理施設の管理については、令和6年2月16日開催の経済福祉常任委員会で報告させていただき、令和6年度は、一般社団法人福島町まちづくり工房（以下「まちづくり工房」という。）へ管理委託しております。

なお、まちづくり工房へ管理を委託した経緯については、有効的かつ活用しやすい施設となるよう福島町有害鳥獣駆除会からの要請・協議に基づき、有害鳥獣として捕獲されたエゾシカの角や肉等を有効活用し商品開発しているまちづくり工房への業務委託が最良と判断したものであります。

2 管理運営方式の変更理由

令和6年4月の稼働から令和7年1月末現在までの減容化処理施設の稼働状況については、近隣町の捕獲分を含め、エゾシカ283頭、ヒグマ5頭を処理しており、処理施設は年間を通して順調に稼働しております。

しかし、施設には脱臭装置を備え付けしているものの、臭気が強く発生する日もあり、処理装置の最良な稼働と最大の効果を求めるため、現場作業員には処理装置への水分調整など日々の作業において、試行錯誤をさせていただいております。また、その結果を確認するため、産業課職員も千軒の作業現場へ直接出向くなど多くの時間を割いている状況にあります。

そのため、町では、当該施設の管理運営について、これまでの運営状況を踏まえ、かつ、委託先であるまちづくり工房とも協議を行い、令和7年度からの管理運営方法を委託方式から直営方式に変更することにしましたものです。

このようなことから令和7年度当初予算案においては、予算科目を委託料から会計年度任用職員雇用のための給与等に予算を組み換えております。

なお、まちづくり工房では、町と協議した結果を踏まえ、令和7年度から当施設の管理を受託しないことについて理事との協議を行い、内諾を得たとの報告を受けております。